

施設の利用をご検討の皆様へ
～新型コロナウイルス感染拡大防止のために～

京都市呉竹文化センターの各施設をご利用の際は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための次の制限について、十分にご理解、ご検討のうえ、利用申込みを行ってください。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

●共通事項 -----

(1) 各施設の利用定員(通常の定員の半分)は、以下のとおりとします。

ホール客席	楽屋1号	楽屋2号	楽屋3号	楽屋4号	主催者控室
179席	4名	4名	3名	2名	2名
創造活動室	講演・公演等	楽器等の練習	創造活動室控室		リハーサル室
	40名	50名	2名		20名
第1会議室	第2会議室	第3会議室	和室A	和室B	保育・休養室
14名	12名	7名	5名	4名	3名

(2) 人と人との間隔は、最小1m(できるだけ2mを目安に)空けてください。

(3) 大声での発声や歌唱、近距離での会話、管楽器の演奏の際は、十分な距離を確保してください。

(4) 入場者、演者及び関係者等の氏名及び緊急連絡先が分かる名簿を作成してください。

●ホール -----

(1) 客席は会館が定める利用定員(179席)を超える利用はできません。また、客席最前列(20列)は使用できません。

(2) 座席の間隔は、最小1m(できるだけ2mを目安に)空けてください。

(3) 舞台上の演者同士の間隔は、最小1m(できるだけ2mを目安に)空けてください。

(4) 観客が接触するような演出(声援を惹起する、観客を舞台に上げる、ハイタッチをするなど)はお控えください。

(5) 親子室は利用できません。

●創造活動室 -----

ステージやアクティングエリア等を設ける場合は、客席との間隔は2m以上空け、座席の間隔は最小1m(できるだけ2mを目安に)空けてください。

●リハーサル室、会議室、和室、保育・休養室 -----

(1) 利用定員を超える場合は、参加人数を調整するか、利用する施設を追加してください。

(2) 会議室、和室、保育・休養室では、大声での発声や歌唱、楽器の演奏はできません。